

令和3年3月2日

保護者の皆様  
生徒の皆さん

京都市立日吉ヶ丘高等学校  
校長 本谷 一

## 「緊急事態宣言」解除に伴う教育活動について

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組につきましても、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和3年3月1日に京都府に発令されていた緊急事態宣言が3月1日に解除されたことを受け、教育委員会から「「緊急事態宣言」解除を踏まえた教育活動について」の通知がありました。それを受け、本校におきましては、本年度内の教育活動について、下記のとおりとしますので、御理解いただきますようお願いします。

教育活動の一部の取り扱いの変更はございますが、引き続き、緊張感をもって感染拡大防止の取組を徹底してまいりますので、御理解と御協力のほど、どうぞよろしくお願いします。

### 記

#### 1. 通学等での感染リスク低減について

公共交通機関を利用して通学する生徒が多い状況を鑑み、引き続き、年度末まで始業時間を繰り下げた、時差登校を継続します。

また、放課後補習や部活動の終了時は、速やかに帰宅するとともに、御家庭におかれましても、引き続き、不要不急の外出や、下校時の飲食、感染リスクの高い校外での活動を控えるよう御指導いただきますようお願いします。

#### 2. 各教科指導・学校行事等について

##### (1) 次の感染リスクの高い学習活動

緊急事態宣言の発令中、一時的に停止していた以下の活動について、必要と認められる場合は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を徹底したうえで実施いたします。

- ペアワークやグループワークを含むコミュニケーション活動
- 近距離で一斉に大きな声で話す活動
- 理科における「グループで行う実験や観察」
- 音楽における「合唱及び管楽器演奏」
- 美術、工芸における「グループで活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- 家庭における「調理実習」
- 保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

##### (2) 体育について

- ・集団で行う活動について、実施することが可能となりましたが、引き続き可能な限り屋外での実施とともに、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底します。
- ・また、生徒が運動を行っていない際は、マスクを着用するとともに、呼気が激しくならない軽度の運動の際も、マスク着用の上実施します。

### 3. 部活動について

#### (1) 対外的な活動

対外的な活動（練習試合や複数校が集合する合同練習、校外での活動）については、次の表のとおり段階的に実施することとします。

	～2月28日(日)	3月1日(月)～	3月8日(月)～	3月19日(金)～
活動時間・活動日	2時間以内	本市高等学校部活動ガイドラインに基づく通常の活動時間・活動日		
参加者	自校の生徒・教職員のみ		学校が管理できる対象・人数とする	
活動場所	校内のみ活動可	府内での活動可		府外での活動可
他校との交流	不可		府内の学校に限り可 (自校含め2校程度)	府外の学校との 交流可
宿泊	不可		府内での宿泊のみ可	府外での宿泊可
大会参加	公式戦のみ可	可(参加に必要な宿泊も可)		

#### (2) 校内での活動

3月1日(月)から、本市高等学校部活動ガイドラインに基づく通常の活動とします。(活動時間は、長くとも平日は3時間程度、休日は4時間程度、休養日は少なくとも平日及び週末それぞれ1日以上。)

#### (3) 密集する活動等について

3月1日(月)から、以下の通りとします。実施に当たっては、各競技団体等が示すガイドライン等を踏まえながら、リスクの低い活動から徐々に実施します。

- ・生徒同士が組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動は、十分な感染対策を行った上で実施します。
- ・体育館等の屋内で活動する必要がある場合において、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、向き合っての発声や楽器演奏の活動を実施する必要がある場合は、できるだけ距離を離し、換気を十分に行い、活動の強度に応じてマスクの着用を徹底するなど、感染対策について特に留意した上で実施します。

### 4 その他健康観察など

- (1) 引き続き、毎日朝晩、お子様の体温を測定し、発熱や咳などの風邪の症状はないか等、健康観察を行い、その結果をお配りしている「健康観察票」に御記入ください。(Google Classroom経由の健康観察への入力も必ず行ってください。)
- (2) 発熱や風邪症状等、体調不良が少しでもみられる場合は、学校に連絡のうえ、感染拡大防止のため、必ず登校を控えて自宅で休養させてください。
- (3) 御家族がPCR検査対象になった場合にも可能な限り生徒の登校を控えていただくことをお願いします。
- (4) お子様に発熱や体がだるい・のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医等、身近な医療機関（地域の診療所、病院）に、まず電話で相談いただくとともに、学校までお知らせください。  
（電話 561-4142）土・日、電話応対時間外の場合は、緊急連絡用メールアドレスまでお願いします。（緊急連絡用メールアドレス hiyorep2020@hiyoshigaoka-hs.jp）